

広島県告示第五百二十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年五月十日

広島県知事 藤田 雄山

指定居宅サービス事業者		居宅サービス事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人尾道市社会福祉協議会	尾道市門田町二丁目一―二	尾道市社会福祉協議会因島訪問入浴介護事業所	尾道市因島田熊町四四八二―六	平成一八年四月一日
社会福祉法人福山市社会福祉協議会	福山市三吉町南二丁目一―二	福山市社会福祉協議会神辺訪問入浴介護事業所	福山市神辺町湯野五三―四	平成一八年七月一日
社会福祉法人福山市社会福祉協議会	福山市三吉町南二丁目一―二	福山市社会福祉協議会内海訪問入浴サービス事業所	福山市内海町八八―六〇	平成一八年八月一日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六本木ヒルズ森タワー（三五階）六丁目一〇―一	株式会社コムスン福山南ヶアセントアー	福山市新涯町二丁目三―一五ワークタイガービル一階	平成一八年八月一日
社会福祉法人東光会	福山市坪生町字黒坂六〇六	とうわ訪問入浴サービス	福山市坪生町黒坂六〇五	平成一八年七月一日
アサヒサンクリーン株式会社	東京都北区上十条二丁目二―一五	アサヒサンクリーン株式会社尾道営業所	尾道市美ノ郷町三成一四八―一	平成一八年二月一日